

京都市環境保全活動センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月9日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第139号

京都市環境保全活動センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市環境保全活動センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条」を「第5条」に、「市長が」を「条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が」に、「市長に」を「指定管理者に」に改める。

第3条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「第7条」を「第8条」に改め、「の各号」を削る。

第6条中「第8条」を「第9条」に改める。

第7条中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改める。

別記様式注以外の部分中「京都市長」を「指定管理者」に、「第4条」を「第5条」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(環境局地球環境政策部地球温暖化対策課)